

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人天水福祉事業会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。ただし、必要に応じては報酬を支給することが出来るものとする。

2 必要の度合いは、理事長の判断によるものとする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費、日当）を、次のとおり出張費として支給することができる。

(1) 交通費

①自家用車

往復距離×15円

②公共交通機関

実費

(2) 宿泊費

14,800円

(3) 日当(1日)

3,000円

4 旅費の支給を受けようとする役員及び評議員は、旅費請求書(様式1)を理事長に提出しなければならない。

なお、当面の間、宿泊費及び日当のみ支給することとする。

(費用弁償の支給日)

第5条 常勤役員へは、毎月月末に支払うものとする。

なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員へは、必要の都度、支払うものとする。

(費用弁償の支給方法)

第6条 通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年8月12日(評議員会議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は令和5年6月24日(定時評議員会議決日)から施行し、次期理事会・評議員会から適用する。

この規程は令和8年3月12日(評議員会議決日)から施行し、令和7年4月1日から適用する。